

広報はくば



2016
Vol.474

3

1月30日から2月14日にかけて、第52回白馬少年スキー大会が白馬岩岳スノーフィールドにて開催されました。
大会期間中は例年より雪が少ない状況で天候も不安定でしたが、子どもたちは日頃の練習の成果を発揮していました。
その中でも白馬の小中学生たちは各種目で活躍し、多くのはくばっ子たちが入賞しました。

広報はくば

- 学校給食施設検討結果報告について.....2・3
- マイナンバーに関するFAQ.....4
- 白馬高校教育寮について.....6

館報はくば

- 公民館講座について.....1
- さんかく君だより.....2
- 図書館だより.....3

「白馬村学校給食施設検討委員会」から 検討結果報告書が村長に提出されました

老朽化した白馬村学校給食調理施設の更新について、学校関係者やPTAの代表者をはじめ、各種専門家の皆さんによる「白馬村学校給食施設検討委員会」において平成26年度末より約1年、7回にわたる検討を重ねていただき、この2月16日(火曜日)に白馬村長に対して検討結果の報告書が提出されました。

また、この期間中には全村を対象とした説明会やPTAの要望による説明会、全戸配布によるアンケート等も実施していただき、議論を重ねていただきました。

今後はこの検討結果を受けて白馬村として村内の学校給食施設をどのように更新していくか白馬村議会を含めて議論を深めて参ります。



▲供用開始から今年で32年を経過する白馬村学校給食共同調理場(昭和59年建築)



▲供用開始から今年で23年を経過する白馬南小学校給食調理場(平成5年建築)

■以下は「検討結果報告書」主要部分の抜粋です。報告書全文は白馬村行政ホームページにて閲覧可能ですのでご覧ください。

はじめに、各種検討を行った結果、白馬村学校給食共同調理場については主として施設の老朽化に起因して新築により施設の根本的更新が必要となっている。

また、白馬南小学校給食調理場についても経過年数は共同調理場ほどではないものの現在の衛生基準に照らした場合、また将来にわたる投資的経費を考慮するとその課題は大きく、早急な改善を要すると判断できる。

①白馬村学校給食共同調理場を更新する場合、同一敷地での更新は児童生徒への弁当対応等、保護者の負担増が懸念されることから新しい敷地を確保して新築することが望ましい。将来的な小中学校の統廃合を視野に入れた場合、配送の関係や用地確保の可能性、食育環境等から考慮すると現在の白馬中学校に併設することが理想である。この場合には施設の規模を全小中学校や義務教育範囲外へ拡充して欲しい要望も村民アンケートの中に見られた。

②白馬南小学校の自校給食方式は、主に保護者から非常に高い評価を得ている事が伺えるが、少子化という視点、施設の老朽化による投資的な視点、村内全小中学校の児童生徒にとって給食という基礎的教育環境の平等、平準化という視点などから施設の見直しが必要である。経済面からしても南小学校の給食施設を基準に見合うよう大規模改修すると改修経費に対して国の助成等が寡少であり、村独自の財政措置が大変厳しいものとなる。ゆえに児童数の減少等も併せて考慮すると現状維持を基本とした運用を継続することがやむを得ないものと考えられる。ただしこの場合には先行して施設更新を行った共同調理場との間に設備、衛生基準への適合面を主として大きく差が出てしまい、視点論点の違いはあるものの、一般的に見ると先に記述した基礎的教育環境の平等、平準化という面で大きな施設格差の生じる可能性がある。

③各方式における施設更新については経費面、食育面等それぞれの視点によりメリット、デメリットの存在が資料等により伺えるが給食施設の建設に係る費用、また施設維持に要する費用が県内先進事例からも相当大



規模になるものと考えられるため、今後の行政サービス低下を招くなど村民への負担増がないよう慎重に事業を進められたい。また国等の補助が事業規模に対して寡少となる施設更新は数億円の建設費を白馬村単独費用として拠出することとなるため、将来にわたって白馬村を担う子ども達にその負担を背負わせる結果となる。

まとめに、以上のことから検討委員会では全校の単独運用、現在の南小学校単独と共同調理場併設運用、全校の共同調理場統合といった各案の意見調整に苦慮したところである。委員会内での意見は現在の単独調理場と共同調理場併用のものと、全校の共同調理場統合といったものに分かれる結果となったが、財政的な視点では意見の大局は後者であった。

以上、白馬村学校給食施設検討委員会の報告とする。

おわりに

子ども達の顔がより近くに見える給食施設は教育環境として間違いなくよいはずであるが、それ以前に現代の各種基準に適合する環境条件を整え、安心安全な給食づくりが最も優先されるべきである。経済的許容範囲がおおよそ定まる中で、白馬村に与えられた財源を最大に活かして県内他市町村と比較したときに白馬村が立ち後れたという事態にならないようこの機会に行政としてもこの課題に対して深く思慮されたい。

また、衛生管理基準との照合に並んで、平成27年に施行された「アレルギー疾患対策基本法」に対応する人的に充足された体制と施設設備を整える必要がある。

かつて同様の事柄において村内で議論が紛糾した経過も踏まえ、それぞれの課題を可能な限り是正できる手法を検討・実践することにより、白馬村らしい「白馬村食育基本計画」に即した地域全体での食育推進を図ることも併せて重要視されたい。

■今後の事業の方向性

- 1 教育課では村長の指示を受け、白馬南小学校・白馬北小学校・白馬中学校の3校に給食を供給する新しい学校給食調理施設の建設を目標に各種調整を含めた事業に着手します。
- 2 事業期間は概ね平成28年度から平成30年度までの3箇年程度に及ぶと考えています。
- 3 県内の類似事業等からみると最大1,000食/日程度の施設が予想され、設計費用・施工費用を含めて約5～6.5億円程度の施設になると試算しています。
- 4 その他の事項に関しては4月から専門の委員会を設けて協議を進める予定です。



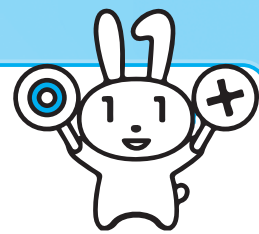
▲2月16日に検討委員会の松沢委員長から報告書の提出を受ける下川村長

お問合せ 白馬村教育委員会事務局 教育課
電話：85-0738



マイナンバーについてあれこれ

～わかりやすいマイナンバーQ&A～



平成28年1月からマイナンバーの利用が始まりました。でも、通知カードは届いたけれど、これからどうすればいいのかわからないといったご意見やご質問をいただいています。そこで、よくあるご質問についてQ&A形式でまとめてみましたので、ぜひ参考としていただければと思います。

～マイナンバー制度について～

Q マイナンバー導入で私たちにはどんなメリットがあるの？

- A**
- ① 行政を効率化し、人や財源を国民サービスに振り向けられます。
 - ② 社会保障・税に関する行政の手続きでの添付書類の削減や、ポータルサイトを通じたお知らせサービスなどによる国民の利便性を向上します。
 - ③ 所得をこれまでより正確に把握することで、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現します。

Q マイナンバー制度では私たちは何をしなければならぬの？

- A**
- 介護保険・国民健康保険の手続き、生活保護・児童手当などの福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーを記載することとなります。このため、役場などでの手続きの際には、通知カードやマイナンバーカードを忘れずに持参してください。

また、勤務先や証券会社などからも、税や雇用保険などの手続きのために、マイナンバーの提供を求められることがあります。

Q マイナンバーによって私たちの個人情報は国にすべて把握されてしまうの？

- A**
- マイナンバー制度は、国が新たな個人情報を把握したり、これまで以上に個人情報を集約したりするものではありません。あくまで、これまで行政機関が持っていた個人情報について、社会保障・税・災害対策の分野に限定したうえで、スムーズかつ公平に手続きを行うために、マイナンバーを活用するものです。

Q マイナンバーが漏えいすると、個人情報が芋づる式に流出してしまうの？

- A**
- 各行政機関が持っている個人情報はこれまでどおり各行政機関によって管理され、また、行政機関同士のやりとりではマイナンバーではなく暗号化された符号が使われるため、第三者がマイナンバーをもとに個人情報を芋づる式に引き抜くことはできない仕組みになっています。

Q マイナンバーは変更できるの？

- A**
- マイナンバーは、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーカードが盗まれた場合などで、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときには、本人からの請求または市区町村長の職権により変更することができます。

お問合せ
マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）
0120-95-0178

～カードについて～

Q マイナンバーカードを取得すると通知カードを返さなくてはならないの？

- A**
- 社会保障・税・災害対策における各種手続きにおいては、①マイナンバーの確認と②本人確認の両方が行われることとなりますが、マイナンバーカードは、その両方を1枚のカードで行うことができます。

一方、通知カードは、マイナンバーの確認を行うためのみにつくられるカードであり、マイナンバーカードがあれば、通知カードを持っている必要はなくなります。

このようなことから、国の法令の規定により、マイナンバーカード取得の際は、通知カードを返納していただき、返納された通知カードは市区町村において速やかに廃棄することとされております。

Q 住民基本台帳カード(住基カード)を持っているけど、これはどうなるの？

- A**
- マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月以降、これまでの住基カードに替えてマイナンバーカードを交付することとなっています。このため、国の法令の規定により、マイナンバーカード取得の際は住基カードを返納していただくこととなっています。

なお、現在お持ちの住基カードは、有効期間内であれば、マイナンバーカードを取得するまでは利用することができます。

Q 通知カードは身分証として利用することができるの？

- A**
- 通知カードはマイナンバーの確認のためのみに利用することができるカードですので、身分証としては利用しないようお願いいたします。

Q マイナンバーカードの暗証番号は窓口の職員さんに知られてしまうの？

- A**
- マイナンバーカードの暗証番号は、原則、みなさま自身に入力していただくこととなるため、窓口の職員が知ることはありません。

Q 通知カードやマイナンバーカードの内容に変更があったらどうするの？

- A**
- 引っ越しなどで住所が変わるときは、住民票異動の手続きの時に、通知カードかマイナンバーカードと一緒に窓口へ提出して、記載内容を変更してください。

Q 通知カードやマイナンバーカードをなくしたらどうすればいいの？悪用されてしまうの？

- A**
- 紛失や盗難にあったときは、左記のマイナンバー総合フリーダイヤル（無料）に電話し、利用の一時停止（24時間365日対応）を行ってください。カードの再交付は、窓口で手続きをしてください。再交付には、市区町村が定める手数料がかかります。なお、マイナンバーカードのICチップには、税や年金に関する情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されていません。また、顔写真があることや暗証番号の設定などのセキュリティ対策により、マイナンバーカードの悪用は困難な仕組みとなっています。



廃車や名義変更をすべき軽自動車等はありませんか？

軽自動車税は、4月1日に軽自動車等の所有情報を役場や関係機関へ登録している方に一年度分が課税されます。廃車や名義変更をすべき軽自動車等がある方は、お早目に手続きをしてください。

ご注意ください

○軽自動車等を手放しても申告しなければ課税され続けてしまう…

実際には軽自動車等を手放していても、4月1日時点で登録変更の手続きがされていないと、軽自動車税は課税されます。

○業者に委託したからといって安心してはいけません！？

4月1日間は手続きの窓口が大変混み合います。廃車を委託した業者が4月1日までに手続きを済ませられない場合もありますので、お早目に手続きを依頼するかご自身で済ませることをお勧めします。

手続き場所や必要なもの

車種 項目	・原動機付自転車 ・小型特殊自動車 ・農耕作業用車	・排気量が125ccを超え250cc以下の2輪車 ・排気量が250ccを超える2輪車 ・3輪/4輪の軽自動車
手続き場所 電話番号	・白馬村役場 税務課 長野県白馬村大字北城7025番地 Tell 85-0712	・軽自動車検査協会 長野事務所 松本支部 長野県松本市平田東2丁目1-11 Tell 050-3816-1855 ・大町地区自家用自動車協会 長野県大町市大町仁科町3341-5 Tell 22-1276
廃車の際、 ご用意して 頂くもの	・所有者の印鑑(本人の自書により省略できます。) ・窓口に来られる方の本人確認書類 (運転免許証などの顔写真付きのもの) ・ナンバープレート ※所有者の同居親族以外の方が来られる場合は、上記に加えて委任状が必要になります。	・所有者及び使用者の印鑑 ※注1 ・車検証 ・ナンバープレート ・使用済自動車引取証明書 ※注2
名義変更の際、 ご用意して 頂くもの	・新旧所有者の印鑑(本人の自書により省略できます。) ・窓口に来られる方の本人確認書類 (運転免許証などの顔写真付きのもの) ・ナンバープレート(同居親族の方に名義変更する場合は不要です。) ※所有者の同居親族以外の方が来られる場合は、上記に加えて委任状が必要になります。	・新使用者の印鑑 ※注1 ・新旧所有者の印鑑 ※注1 ・車検証 ・ナンバープレート ※注3 ・住民票妙本、印鑑証明書、サイン証明のいずれか1点 (発行されてから3か月以内のもの) ※注4 ・自動車損害賠償責任保険証明書 ※注5

※注1 個人の場合は認印、所有者が法人の場合は代表者印が必要です。

※注2 軽自動車を引渡した際、引取業者から交付されます。

※注3 以前の住所と同じ管轄であれば変更する必要はありません。

※注4 法人の場合は、発行から3か月以内の商業登記簿謄本(または抄本)、登記事項証明書、印鑑(登録)証明書のいずれか

※注5 使用者が変わった場合に必要になります。自動車損害賠償責任共済証明書でも構いません。

お問合せ 白馬村役場税務課 電話：85-0712



一村税等の納期限について

平成28年度の村税等の納期限は右記のとおりです。納付については、納め忘れのない口座振替をご利用いただき、期限内納付をお願いします。

また、平成27年度3月分の村税及び保険料は下記のとおりです。口座振替にされている方は3月22日に振替となりますので、前日までに残高の確認をお願いします。

平成27年度3月分

3

22

国民健康保険税 第10期

後期高齢者医療保険料 第8期

お問合せ 白馬村役場税務課 電話：85-0712

平成28年度

納期限一覧表

税目 納期限	村県民税	固定 資産税	軽自 動車税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料
4月25日	—	①	—	—	—
5月25日	—	—	①	—	—
6月30日	①	—	—	①	—
7月25日	—	②	—	②	—
8月25日	②	—	—	③	①
9月26日	—	—	—	④	②
10月25日	③	—	—	⑤	③
11月25日	—	—	—	⑥	④
12月26日	—	③	—	⑦	⑤
1月25日	④	—	—	⑧	⑥
2月27日	—	④	—	⑨	⑦
3月21日	—	—	—	⑩	⑧

地域に愛され世界に誇る

白馬高校魅力づくり(10)

～白馬・小谷教育寮設置・
公営塾新講師紹介～



◇公営塾講師紹介

なくいよひさ

3月7日(月)に新しく名久井義久さんが講師として着任し、村長より委嘱状が交付されました。

兵庫県出身、関西学院大学・東北大学公共政策大学院卒。公営塾では、文系科目(国語、社会、英語、小論文)を中心に、学習指導のみならず、生徒のキャリア教育(進路指導)も行います。自らの受験経験に基づく効果的な学習指導により、生徒の学びを幅広く支援します。

◇自己紹介

私は高校生の時に、勉強するきっかけが見つかる事ができず、高校卒業後に一年間フリーターとして様々なアルバイトを経験した事が「きっかけ」となり、大学に進学したいと考えるようになりました。当時、塾や予備校に行かず、受験費用を貯める為にアルバイトをしながら、自分で目標を立てて、独学で英語、国語、歴史を勉強し、一年間で当時志望していた関西学院大学に入学できました。

この時の経験によって勉強は、誰でも、効率的なやり方と努力によって間違いなく結果がでるものだという事を知りました。その経験を踏まえて、白馬高校の生徒の皆さんの進路の「きっかけ」作りや、勉強のやり方、受験勉強対策を一緒に考え、実践していきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

教育寮「しろうまPal House」

(※Palとは、英語で友達、仲間の意)

白馬村・小谷村では、全国からの生徒を受け入れるにあたり、教育寮「しろうま Pal House」を設置します。3月26日(土)には第1期生を迎え入寮式を行います。

寮では、仲間との共同生活を通して規律や協調性を育むとともに、寮内に設置する学習スペースにおいて、集中した学習時間を毎日持つことで、自ら学ぶ習慣を身に付けます。

お問合せ 白馬村役場総務課 電話：72-7002



引越しの際は上下水道のお届けを忘れずに！

引越しの際には、水道料金・下水道使用料の精算が必要です。引越しの予定日が決まりましたら、お早めに役場上下水道課へお知らせください。各種のお申し込みはお電話で受付可能です。

お客様からのお届けにより上下水道料金の精算をさせていただきます。お届けが無いと、上下水道のご利用が無くても基本料金等の請求が継続しますので、必ずご連絡をお願いします。

(1) 引っ越して来たとき(上下水道の使用開始申し込み)

引越しの3～4日前までに、役場上下水道課窓口・またはお電話にて上下水道使用開始申し込みの旨をお伝えください。
<お届けいただく内容>

- ・ご住所・お名前・電話番号
- ・上下水道の使用を開始する日

(2) 引っ越して行くとき(上下水道の使用中止申し込み)

引越しの3～4日前までに、役場上下水道課窓口・またはお電話にて上下水道使用中止申し込みの旨をお伝えください。

<お届けいただく内容>

- ・ご住所・お名前・電話番号
- ・精算日(上下水道の使用中止日)
- ・引越し先のご住所
- ・精算方法(口座振替、引越し先への請求書送付など)

- ◎白馬村内へお引越しの場合は口座振替の継続ができます。ご希望の方はお届けの際にお知らせください。
- ◎お客様からの使用中止のお届けにより上下水道料金の精算をさせていただきます。使用中止のお届けが無いと、上下水道のご利用が無くても基本料金等の請求が継続しますので、必ずご連絡をお願いします。

(3) その他の変更があったときもお届けをお願いします。

■水道使用者や所有者の名義を変えるとき(名義変更)

建物の相続・売買などで上下水道設備の「所有者」名義が変わるときは、書面での届けが必要になります。(届出用紙は上下水道課窓口でご用意しております)

■請求書等の送り先を変えたいとき

役場上下水道課窓口・またはお電話(TEL:85-0714)にてお伝えください。

お問合せ 白馬村役場上下水道課 電話：85-0714

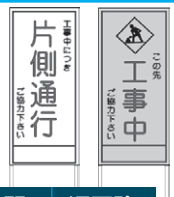
工事等による交通規制の状況をお知らせします。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

交通規制一覧表 ※この他にも小規模・短期間のものが発生することがあります

路線	区域	規制内容	規制終了予定日	規制時間	迂回路
村道 1029号線	日影大左右	全面通行止	平成28年3月30日	終日	無
村道 3143号線	塩島・通	車両通行止	平成28年3月31日	終日	有
村道 堀之内区内随所	堀之内	片側交互通行又は車両通行止	平成28年3月31日	終日	無
国道・県道 148号・406号 白馬美麻線・白馬岳線・千国北城線	村内全域	片側交互通行	平成28年3月31日	終日	
県道 白馬岳線	猿倉～二股	車両通行止	平成28年4月27日	終日	
村道 大出区内随所	大出	車両通行止	平成28年4月30日	終日	有
村道 1111号線	堀之内	車両通行止	平成28年7月31日	終日	有

お問合せ 白馬村役場建設課 電話：85-0724



平成28年度狂犬病予防注射のお知らせ

犬の飼い主の方には、「生涯一度の登録と、毎年一回4月1日から6月30日までに狂犬病予防注射を受けさせる」ということが法により定められています。

平成28年度は下記の日程で狂犬病予防注射を行います。下記のいずれの場所でも注射は受けられますので、注射料金と事前に届くハガキをご持参のうえお越しください。新規登録もその場で可能です。

《料金》 注射料金3,500円(予防注射2,950円+済票550円) ※新規登録の場合は更に3,000円かかります。

《注射日程》

期日	場 所	開始	終了	期日	場 所	開始	終了
4月21日(木)	1 深空基幹センター	9:10	～ 9:20	4月22日(金)	1 白馬村役場前	9:10	～ 9:35
	2 エコランド地区集積場	9:30	～ 10:00		2 佐野生活改善センター前	9:50	～ 10:00
	3 八方文化会館前	10:10	～ 10:20		3 沢渡公民館前	10:10	～ 10:20
	4 落倉公民館前	10:30	～ 10:40		4 三日市場公民館前	10:30	～ 10:40
	5 新田公民館前	10:50	～ 11:00		5 神城多目的集会施設前	10:50	～ 11:10
	6 森上駅前	11:10	～ 11:20		6 飯森公民館前	11:20	～ 11:30
	7 白馬村役場前	11:30	～ 11:50		7 平川公衆トイレ前	11:40	～ 11:50

※万が一、飼犬が亡くなっている場合はお手数ですが、役場住民課までご連絡ください。

お問合せ 白馬村役場住民課環境衛生係 電話：85-0715

春の全国交通安全運動が始まります

広く村民に交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、次のとおり春の全国交通安全運動が実施されます。

○期間

平成28年4月6日(水)～4月15日(金) 「思いやり 乗せて信濃路 咲く笑顔」

○スローガン

○運動の重点【基本】

「子供と高齢者の交通事故防止」

【全国重点】

○自転車の安全利用の推進

○飲酒運転の根絶

【長野県重点】

○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底

お問合せ 白馬村交通安全協会 電話：72-7002

白馬長野有料道路時間帯割引回数通行券の利用対象時間が拡大されます

現在、白馬長野有料道路で朝・夕の時間帯に利用できる、通常料金の5割引回数通行券について、利用対象時間が平成28年4月1日から次のとおり拡大されます。

より便利になった割引回数通行券をぜひご利用下さい！なお、3月31日以前に購入した回数券も引き続きご利用いただけます。

変更前	6時～ 9時、17時～ 20時 【計6時間】
変更後	6時～ 10時、16時～ 21時 【計9時間】

※変更日：平成28年4月1日から

※割引対象時間帯以外の時間帯は割引回数通行券の使用はできません

【割引回数通行券の購入について】

○購入できる方 購入日に白馬村に住民登録されている方で、通院・通学などで日常的に白馬長野有料道路を利用される方(法人・事業者は購入できません)

○車種及び回数券の価格

車 種	割引回数券(10枚)の販売価格
普通車	1,050円
軽自動車	750円

※10枚単位での販売で1回につき最高100枚まで購入できます

○販売窓口 役場庁舎1階「総合窓口」(販売時間8:30～17:00 ※役場閉庁日は販売しません)

○購入方法 販売窓口備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、購入をお申込み下さい。

なお、購入時には白馬村民であることを確認させていただくため、運転免許証、健康保険証など住所の記載のある身分証明書の提示をお願いします。

割引回数通行券の購入にかかる詳細につきましては、白馬村行政ホームページをご覧ください。総務課企画係までお問い合わせ下さい。(行政ホームページアドレス)http://www.vill.hakuba.lg.jp/category/construction/hakuba_nagano_toll_road.html

お問合せ 白馬村役場総務課企画係 電話：72-7002



平成28年度の温泉施設利用券の受付を行っています！

平成28年4月から使用する温泉施設利用助成券の交付申請を受け付けています。交付を希望される方は、申請書にご記入の上、役場健康福祉課までご提出ください。利用券は後日郵送します。なお、申請書の用紙は、役場健康福祉課窓口又は登録した温泉施設にあります。

1 助成の目的

入浴により外出機会を増やすことで介護予防につなげ、在宅福祉の充実を図ります。

2 助成の方法

温泉入浴料の助成を希望する方に、申請書の提出により、入浴1回につき400円の利用券を交付します。利用券の交付枚数は、一年度(4月から翌年3月まで)12回分を交付します。年度途中の場合は、申請した月も含め、残りの月数に1枚の割合で交付します。

3 利用券交付対象者

白馬村に住民票のある、次のいずれかに該当する方が利用券の交付を申請できます。

- (1) 満65歳以上の方
- (2) 身体や精神等に障がいのある方(手帳保持者)
- (3) 母子家庭等の小学生以下の方

※助成対象者が属する世帯に、村税、上下水道料金等を滞納している方がいる場合には、利用券は交付できません。

4 利用券の利用方法

利用券1枚と、入浴料金から400円を差し引いた金額を、登録を受けた温泉の窓口で支払います。回数券の購入や使用、入浴割引と重複した使用はできません。

5 利用できる温泉

公衆浴場の許可を受けてあり、村に登録した温泉で利用券が使えます。

3月1日現在、以下の12か所の温泉が登録しています。

- 白馬八方温泉
…… みみずくの湯・おびなたの湯・八方の湯・郷の湯・北尾根の湯
- 白馬ハイランドホテル 天神の湯
- 白馬かたくり温泉 十郎の湯
- ホテル五龍館
- あぜくら山荘
- 塩の道温泉 岩岳の湯(冬季、7～8月営業)
- 白馬姫川温泉 竜神の湯・…エスカルプラザ内
- 白馬みずばしょう温泉 古民家の湯
…… シェラリゾート白馬内

お問合せ 白馬村役場健康福祉課健康福祉係 電話：85-0713

すべての運転免許を自主返納した方に、乗合タクシー「白馬ふれ愛号」の利用券を交付します

村では、4月1日から高齢者等の交通事故を防止するための対策として、運転免許証を自主返納した方に、乗合タクシー「白馬ふれ愛号」の利用券を交付することにより、運転免許証を返納した後の移動の支援を行います。

【対象者】 白馬村に住所があり、運転免許証を自主返納した方。

【支援内容】 乗合タクシー「白馬ふれ愛号」利用券33枚(11枚綴りの回数券3冊)を交付します。ただし、この支援は1回限りとなります。

【申請手続】 警察署などで運転免許証の取消し手続きを行った後、公安委員会が発行した「申請による運転免許の取消通知書」と印鑑を持って、役場健康福祉課の窓口にお越しください。窓口で「免許証自主返納支援事業申請書」を記入のうえ、取消通知書の写しを添付して申請してください。なお、申請ができる期間は、取消通知書に記載されている日付から1年以内となります。

【その他】 運転免許証を返納した場合、身分証明書として利用できる「運転経歴証明書」が申請できます。この証明書を提示するとタクシー運賃が1割引になる場合があります。詳しくはタクシー会社にお問い合わせください。

お問合せ 白馬村役場健康福祉課福祉係 電話：85-0713

ながの子育て家庭優待パスポートご利用の皆様へ

平成28年4月1日から、「ながの子育て家庭優待パスポート」が、県外でも利用できるようになります。新パスポートカード(全国共通マーク入り)を提示することで、協賛店にてサービスを受けられます。

新パスポートカードは、3月中に対象者(18歳までのお子さんがある世帯)に郵送いたします。届かない場合はご連絡ください。

※現在のデザインに、全国共通マークが加わります。

ながの子育て家庭優待パスポート事業とは、18歳までのお子さんのいる世帯を対象に、協賛店で特別なサービスが受けられる制度です。サービスの内容は協賛店が自由に設定します。

【長野県の協賛店舗検索サイト】 <http://pass.nagano-kosodate.net/ksearch/>



お問合せ 白馬村役場健康福祉課福祉係 電話：85-0713



白馬村ごみ処理対策委員会答申について

北アルプス広域連合で進められている一般廃棄物処理施設の建設を前に、白馬村のごみの減量化並びに資源化に関する事、ごみ収集体制に関する事等について検討する「白馬村ごみ処理対策委員会」が設置され、公募委員5人を含む10名の委員で7回にわたり委員会を開催し協議を重ねてきました。

このたび、各委員から出された意見等を集約して下記の答申書がまとめられ、昨年12月に村長に報告されました。村としては答申の趣旨を尊重し、ごみ処理広域化への円滑な移行に向けて、ごみ処理体制の整備をさらに推進していきます。

答 申 書

1. 新ごみ焼却施設稼働に向けて、ごみ収集体制を確立すること

- (1) 指定ごみ袋を家庭系ごみ袋と事業系ごみ袋に分け、一般家庭は家庭系ごみ袋を、事業者は事業系ごみ袋を使用し排出すること。
- (2) 原則として家庭ごみは地区集積所に排出するものとし、行政区の意見も聞きながら、すべての家庭が利用できるように地区集積所の整備を促進すること。
- (3) 村民の利便性向上を図るため、小規模ごみステーション方式の実証試験の実施と、運用に向けた検討を進めること。
- (4) 地区集積場を補完するため、パッカー車積替え方式によるごみ収集場所を確保すること。
- (5) 地区集積場及びパッカー車積替え所に排出される事業系一般廃棄物については、一定の受入ルールを定め、その内容について村民及び事業者へ徹底すること。
- (6) 多量排出事業者については、個別委託による収集・運搬の促進を図ること。

2. ごみの減量化・分別推進に関する事

- (1) 現焼却施設における直搬入ごみについて、減量化を進める観点から、料金体系の見直しや指定ごみ袋の利用を推進すること。
- (2) 生ごみの減量化、堆肥化の推進に向けて必要な措置を講ずること。(生ごみ処理機やコンポストの導入促進、堆肥化施設の検討等)
- (3) ごみの減量化に向け、英語版を含めた広報媒体を充実するとともに、行政区や企業等に対し、定期的なごみ学習会や分別講習会を開催すること。
- (4) ごみの減量化を継続的に推進する組織(ごみ減量化推進委員会(仮称))を設置すること。

3. 新ごみ焼却施設稼働前(準備期間)に行うべきこと

- (1) 北アルプス広域連合における統一事項(ごみ袋の仕様、料金体系等)を早期に示し、現焼却施設において前倒し実施することにより、円滑な移行を進めること。
- (2) パッカー車積替え方式によるごみの受入れにあたっては、指定ごみ袋の利用を原則とし、それを念頭に、現焼却施設における直搬入ごみについて、指定ごみ袋の利用を実施すること。

4. その他

- (1) 現焼却施設の稼働停止後、新リサイクルセンターが稼働するまでの間、ごみの収集が円滑に行われるよう代替措置を講ずること。
- (2) ごみ処理広域化に向けて、行政区及び民間団体との連携を密にし、新たなごみ出しルールを設けたうえで、早期に村民への周知及び徹底を図ること。
- (3) 上記の措置を講ずるため、新たな一般廃棄物処理計画を策定し、その実現に向けて必要な予算を確保すること。

地区集積場のごみの出し方について

昨年6月から、地区集積場へ出す可燃ごみ袋・不燃ごみ袋について、袋の記載欄に地区名・排出者氏名の記入をお願いします。これまでは地区名のみ記入でも収集していましたが、今年6月からは、必ず両方を記載の上、ごみ出しをお願いします。

【記載例】

地区名	氏 名
白馬町	白馬 太郎

※字が消えないように
油性のマジック等で
はっきりと書いて下さい。

- 古いタイプのごみ袋をお持ちの方は、引き続き使用することが出来ますが、袋の空いたところへ地区名・排出者氏名を分かりやすいように大きな字で記入して下さい。
- ごみ袋はごみが出ないように、必ず2箇所をしっかりしばって出して下さい。
- 他の自治体のごみ袋を使用している例がありましたが、白馬村では使用できません。

6月からは住所・氏名両方の記入が無いごみ袋は収集しません。昨年は記入の無いごみ袋が大量に残り、地区役員に多大な迷惑を掛けている集積場がありました。

これから暖かくなり、ごみ袋が残ると集積場の清掃もできないため、悪臭等の心配もあることから、必ずごみ袋に記入するようお願いします。

*分からない事がありましたら、役場住民課環境衛生係までお問い合わせ下さい。

お問合せ 白馬村役場住民課 電話：85-0715



シリーズ「ごみ減量化に向けて」

～燃えるごみは平成 29 年度までに 8%減量しなくてはなりません～

ごみの減量化に関するクイズ

今回は、今まで「ごみ減量化に向けて」と題して、9回のシリーズで広報はくばに掲載してきましたので、村民の皆様にご理解いただいたことを復習するために簡単なクイズを出します。ぜひ挑戦してみてください。

◇問1 **リサイクルマークのあるもの（プラスチック製容器包装）の正しい出し方は何番？**

- ①レジ袋に入れて「リサイクル物」で出す。
- ②他のプラスチックと一緒に「燃えるごみ」で出す。
- ③汚れ等を落として透明なビニール袋に入れて、「リサイクル物」で出す。

◇問2 **生ごみの正しい出し方は何番？**

- ①水を吸ってふやけた生ごみを、そのまま普通のビニール袋に入れて地区集積場へ出す。
- ②水気を含んだ生ごみはしっかり水切りして、新聞紙で包んでごみ袋に入れて出す。
- ③割り箸や楊枝と一緒に黒いごみ袋に入れて出す。

◇問3 **紙ごみの正しい出し方は何番？**

- ①段ボールは細かく切って「燃えるごみ」で出す。
- ②リサイクルマークが付いているものは軽く汚れ等を落として「リサイクル物」で出す。
- ③コピー用紙、メモ用紙、封筒、ラップの芯は「燃えるごみ」で出す。

◇問4 **リサイクル物を出すときの正しい出し方は何番？**

- ①ペットボトルは必ずキャップとラベルを取って軽く水洗いして出す。
- ②汚れたり、濡れている段ボール、新聞紙、雑誌を「リサイクル物」で出す。
- ③再利用できない衣類・布類を洗濯せずに「リサイクル物」で出す。

◇問5 **ガラスびんの正しい出し方は何番？**

- ①中を洗わず、キャップを付けたまま「リサイクル物」で出す。
- ②陶磁器、ガラス食器、農薬等のびんと一緒に「リサイクル物」で出す。
- ③汚れや臭いが取れないものや割れたびんは「燃えないごみ」で出す。

◇問6 **地区集積場への正しい出し方は何番？**

- ①ガスコンロ、バッテリー、布団、スキー靴、電気毛布、タイヤ等の粗大ごみをごみ袋に入れて出す。
- ②アルミ缶は「燃えないごみ」ではなく、「リサイクル物」で出す。
- ③携帯電話、カメラ、時計、電卓、ヒーター、電気ポット等の小型家電を「燃えないごみ」で出す。

◇問7 **有害ごみの正しい出し方は何番？**

- ①乾電池、ボタン型電池をビニール袋やレジ袋に入れたまま回収箱へ出す。
- ②蛍光灯・電球型蛍光灯を地区ごみ集積場に出す。
- ③水銀式体温計・温度計を役場住民課窓口へ出す。

◇問8 **白馬山麓清掃センターへの正しいごみの出し方は何番？**

- ①ペットボトル、白色トレイ、段ボールを「リサイクル物」で出す。
- ②プラスチック製容器包装を「リサイクル物」で出す。
- ③新聞誌、雑誌、雑紙を「リサイクル物」で出す。

①-8問 ②-7問 ③-9問 ④-5問 ⑤-1問 ⑥-4問 ⑦-3問 ⑧-2問 ⑨-1問 正解 ●



平成28年4月20日執行 白馬村土地改良区総代選挙

平成28年4月30日の任期満了に伴い、次のとおり白馬村土地改良区総代選挙が執行されます。

○立候補届出日

日時 平成28年4月12日(火)・13日(水)
午前8時30分から午後5時まで

場所 白馬村選挙管理委員会(白馬村役場総務課)

○投票所 村内10投票所

○投票日時

平成28年4月20日(水)午前7時から午後5時まで

○投票できる方

土地改良区総代選挙の
選挙人名簿に登録されている方

○定数

30人

お問合せ 白馬村選挙管理委員会 電話：72-7002

3月に高等学校を卒業された皆さんへ 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます

公職選挙法の一部が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。これによって今年高等学校を卒業された皆さんも、平成28年6月19日以後に行われる国政選挙の公示日以降に期日を公示又は告示される選挙から、選挙等を通じて政治に参加できる有権者となります。

※進学・就職等で転居する場合、転居から3か月未満なら旧住所地、3か月以上なら新住所地での投票が可能になります。

日本の若者の政治離れが叫ばれています

日本の高校生の80.7%が「私個人の方では、政府の決定に影響を与えられない」という考え方について「全くそう思う」若しくは「そう思う」と答えています。この調査は、韓国(55.2%)、中国(43.8%)、米国(42.9%)の回答と比べ高い割合となっています。

このようなことが、若者の投票率が他の世代よりも低いことに影響を及ぼしていると指摘する声もあります。このような状況を背景に、「若者は政治に関心が低く、選挙に行かない」という声もあります。

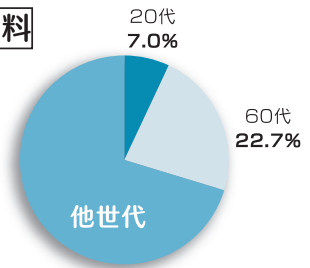
しかし、「社会や政治問題への参加についてどう思うか」という問いに対しては「参加すべきだ」「参加した方が良い」と答えた高校生は72.2%います。

政治は私たちが国家や社会に重要と考えるものを、どのような状態であることが良いのか、優先順位をつけて決定することです。選挙は、私たち有権者に訴えられた候補者や政党の考えや議論を意見集約していくプロセスです。若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要する可能性があります。

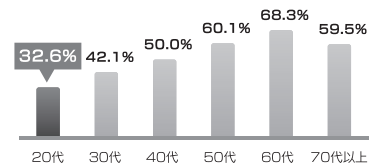
是非、有権者としてのあなたの一票を通じ、未来の社会の形成に参画してください。

(文中の数字は日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識」による)

資料



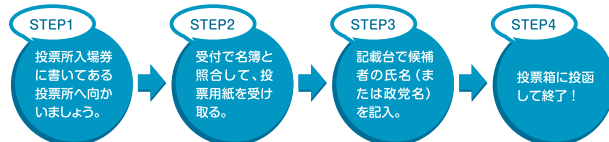
第47回衆院選の投票者数の年代別構成比



第47回衆院選の年代別の投票率比較

若者世代はそもそも少数派…なのに、20代で投票しているのは3人に1人

投票は、投票日当日に指定の投票所で行います



投票日に行けない場合でも、投票する仕組みがあります

期日前投票

投票日当日に用事があって投票所に行けないという人は、「期日前投票」をしましょう。学校や仕事などの場合はもちろん、旅行やレジャー、冠婚葬祭などでも利用できます。選挙の公示または告示の翌日から投票日の前日までの期間、市町村ごとに設けられる「期日前投票所」で投票します。

不在者投票

選挙期間中に選挙人名簿の登録地以外の市町村に滞在している人は、手続きをすれば今滞在している市町村選挙管理委員会ですべて不在者投票ができます。

- ①名簿登録地の市町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。この場合、どこで投票したいかを伝えます。
- ②交付された投票用紙などを持参して、投票する市町村の選挙管理委員会に出向きます。

3月に高等学校を卒業された皆さんは、転居する時期によって、旧住所地の選挙人名簿に登録され、旧住所地で投票することになる場合があります。不在者投票を利用して投票しましょう。

進学や就職で引っ越したら、住民票を移しましょう

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職などに伴い、実家を離れる場合等においては引っ越し先の自治体への住民票の届出が必要で。

長野県教育委員会 長野県選挙管理委員会 長野県選挙管理委員会連合会



障害者差別解消法が平成28年4月から施行されます

この法律は、障がいをもととする差別の解消を推進することにより、すべての人が障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。

この法律は行政機関や事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務です。みなさんひとり一人が障がいについて理解し、障がいを理由とした差別に気づき、解消していくようご協力をお願いします。

○対象となる「障がいのある人」とは？

障害者基本法で定められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいがあり、障がいや社会的障壁※によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。難病患者などの障害者手帳を持っていない人も含まれます。

※社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念など様々なもののことです。

- ①事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障がいのある方の存在を認識していない慣習、文化など）
- ④観念（障がいのある方への偏見など）



3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



すべて画像のホームページでは読上げソフトが機能しません。

○障がいを理由とした差別とは

- ①不当な差別的取扱い
障がいを理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること



- ②合理的配慮の不提供
障がいのある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行わないこと



・「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

・障がいのあるみなさまの声を聞かせてください。

障がいを理由とする差別で困ったときなどは、まず白馬村健康福祉課福祉係へご相談ください。そこでの解決が難しい場合も、内容に応じた相談窓口を紹介します。みなさまの積極的な声が差別のない社会の実現につながります。

お問合せ 白馬村役場健康福祉課福祉係 電話：85-0713



「ムスリムおもてなしセミナー」開催しました。

昨年、訪日外国人旅行者数は1974万人となり、前年比で147.1%増と、急激に増加しています。中国人観光客による爆買のニュースが連日流れていますが、イスラム教を含む東南アジアからの旅行者も着実に増加しています。このような状況のなか、ムスリム（イスラム教を信仰している人）旅行者の方々は、宗教上の食の問題や礼拝場所の問題等でご不便を感じ、お困りになっていることも多いと聞いているところです。

アセアンのおよそ40%はムスリムで、今後アセアンからの誘客をしてゆく場合は、必ず必要な取り組みでもあります。

このために観光庁では、「訪日ムスリム外国人旅行者受入れ環境整備等促進事業」を全国で募集することになり、白馬村・小谷村・大町市・糸魚川市・上越市・朝日町の6市町村で構成されている「北アルプス日本海広域観光連携会議」で応募をし、事業採択されました。その他は高山・飛騨と鳥羽市が選定されています。事業内容は、ムスリムを理解する為のセミナーの開催やマレーシア人シェフによる

料理セミナー、ムスリム受入れ情報をまとめたホームページ制作等を行ってゆきます。

ムスリムの基本認識を得ることで、気持ちの良いおもてなしにつながります。

2月24日サンプラザ大町で開催したセミナーでは、観光事業者や行政関係者約50名の参加がありました。日本アセアンセンター神田様の講演では、「できることから少しずつ取り組んでゆくことが大切」と説明がありました。参加者からは、「ムスリム対応は、非常に難しいと諦めていたけれど、セミナーに参加してお迎えできる自信ができました。」との感想もありました。

現在、冬季に集中している訪日外国人を花や温泉等を好むアセアン諸国の受入れを進め、通年観光に繋げてゆきたいと考えます。



お問合せ 白馬村観光局 電話:72-7100

雪恋まつり期間中、村内各地に雪像が！

今年も雪恋まつりが各会場にて開催され、期間中には観光協会、お宿、事業者のみなさまによってつくられた雪像が、お客様をお出迎えしました。今シーズンは深刻な雪不足ですが、そんな中つくっていただいた雪像をいくつかご紹介します。(写真は2月10日頃のものですが) その他の雪像も、白馬村観光局ホームページにも掲載しますのでご覧ください。
白馬村観光局ホームページURL <http://www.vill.hakuba.nagano.jp/>



さのさか観光協会



五竜観光協会



八方尾根観光協会



みそら野ペンション前



岩岳観光協会



ガソリンスタンド前

お問合せ 白馬村観光局 電話:72-7100

県道長野大町線(オリンピック道路)全面通行止のお知らせ

小川村小根山地籍で御柱大祭のため県道長野大町線(オリンピック道路)が全面通行止になります。当日は下記の迂回路をご利用ください。

○通行止日時 5月3日(火) 11時~16時

○迂回路 国道19号(大型車・普通車)
国道406号(普通車)
県道川口大町線(普通車)



お問合せ 小川神社 電話:026-269-1151 小川村観光協会 電話:026-269-2323



地域包括支援センターだより

地域包括ケアシステムとは？

最近、「地域包括ケア」ということばを見たり聞いたりしたことはありませんか。広報はくば2月号の総合戦略にも登場していましたが、地域包括ケアってなんのことなのでしょう。地域包括支援センターと関係がありそうですね。

そこで今回は、地域包括ケアシステムについて簡単にわかりやすくご紹介します。地域包括ケアシステムとは、地域で高齢者を支えるしくみのことです。高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活が出来るよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービス（買い物・ゴミだし・配食・雪かき・移送・見守りなど）を、適切に組み合わせて提供し、24時間、365日を通じて安心して暮らせることを目指しています。この地域包括ケアシステムの中心を担うのが地域包括支援センターです。

国は、介護の需要が高まる75歳以上の人口がピークを迎える前の2025年までに地域包括ケアシステムを整備したいと考えています。そのためには、関係機関の連携はもちろんですが、住民のみなさんの理解と協力が欠かせません。10年後の自分自身の生活を想像しながら、みんなで支えあう地域づくりを進めましょう。

地域包括支援センターは、認知症をはじめ、高齢者の皆様の介護、介護予防、権利擁護などあらゆる相談の窓口です。秘密は厳守いたします。

お問合せ 白馬村地域包括支援センター 電話:72-6667

白馬中スキー部 村長へ大会優勝報告！

北海道名寄市で2月2日から6日まで開催された、第53回全国中学校スキー大会で優勝した白馬中学校スキー部（クロスカントリー）の生徒3名が大会の報告に来庁しました。

全国大会で県男子チームの選抜メンバーとして出場した、郷津知哉君、今田優作君（共に3年）と県女子チームの選抜メンバーとして出場した、今溝陽名子さん（2年）。今田君は個人種目の男子フリーにおいても優勝しています。日頃支えてくれる関係者に感謝し、さらに次の目標に向かって練習に励みたいと決意を述べていました。



教育委員会から図書館協議会の委員募集のお知らせ

教育委員会では、図書館の運営と図書館の行うサービスについて、広く村民の皆様からご意見をお聞きするため、白馬村図書館協議会の委員を募集します。図書館の運営に興味のあるかたならどなたでも応募していただけます。応募の締め切りは4月8日金曜日です。

詳細は、白馬村行政ホームページ

(URL : <http://www.vill.hakuba.lg.jp/>)

をご覧ください。

お問合せ 白馬村教育委員会事務局 電話:85-0738

神城断層地震での功績に対し受賞

3月6日、長野市NBSホールにて「第18回長野県民の消防員表彰」が行われ、昨年11月に発生しました長野県神城断層地震において献身的な活動をした白馬村消防団が受賞を致しました。

表彰式には横山義彦団長らが出席し、主催する長野放送から賞状が授与されたほか、この表彰に協賛いただいている長野県はじめ、県議会、JA共済連長野、全労済長野県本部より記念品の贈呈をいただきました。

横山団長は「この受賞を契機に団員同士の連携をさらに深め、地域に愛される消防団になりたい」と謝辞を述べていました。



平成27年度公民館講座終了しました！

今年度の白馬村公民館講座は終了となりました。ご多忙中の所お話頂きました講師の皆さん、そして来場者・参加者の皆さんには、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。来年度の公民館講座や各教室のお知らせは4月の中旬頃から5月初旬を予定しております。来年度も大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

～今年度の公民館講座の様子～

今年度も多くの皆さんにご参加いただき、ありがとうございました。今回は、平成27年度の主な公民館事業を報告します。



はくば塾 特別編

～年表から歴史を振りかえる～
田中欣一先生を講師に、白馬の歴史を年表から振りかえる講座の3年目。古代から始まり、江戸時代まで学習しました。



要約筆記入門講座

要約筆記サークル「ころぼっくる」の皆さんのご協力のもと開催しました。聴覚障がいの方の概要から制度、実技なども含めて学びました。

2016.3.22

Vol. **472**

白馬村公民館

館長 長澤 秀美

Tel.0261-85-0726

Fax.0261-72-7001



歴史紀行「諏訪大社と御柱」・「真田の里を訪ねて」

第1回は、平成28年に御柱祭が行われる諏訪地方へ。諏訪四社と木落坂を巡りました。第2回は、大河ドラマの舞台である上田市や松代を巡り、真田氏の歴史や関連史跡を学びました。



第45回白馬村文化祭

今年も作品展示や芸能発表、姉妹都市の皆さんによる特産品販売等が行われました。最終日は、あいにくの雨模様でしたが、多くのご来場をいただき、盛況となりました。

募集！ 学んでみたいこと・教えられること

白馬村公民館では、「こんなことを学んでみたい」、「私はこれだったら教えられる」などのご提案を随時募集しています。どしどしお寄せください！

お問合せ：白馬村公民館 電話：85-0726

男女共同参画社会づくり ～ちっちゃなことから始めよう～

さんかく君だより vol.48

男女共同参画社会づくりを身近に感じてもらうために…



男女共同参画社会づくり研修会を開催しました。



1月14日、長野県副知事の中島恵理氏を講師に迎え、`男女ともに輝く地域づくりに向けて、と題してご講演をいただきました。

長野県では自治会組織等の役職における女性割合は低く、女性の参画がなかなか進んでいないこと、少子高齢化やコミュニティの希薄といった地域の課題に対する、女性の強みや女性らしさを活かした地域づくりの在り方等についてお話しいただきました。

特に、妻、母親、公務員や会社員等といった、一人多役をこなす女性ならではの「現場感覚」や「直観力」、「ネットワーク力」を活かした働き方や関わり方があることを、副知事ご自身の経験をもとにお話しいただき、大変参考になりました。

また、講演会終了後はお茶とお菓子で懇談会も行われ、普段なかなか話すことのできない副知事と意見を交わしました。

これからも、研修会等の開催など`ちっちゃなことから始める、きっかけとなるような機会を設けていきますので、ご参加下さるようお願いいたします。



男女共同参画社会とは…男女が性別により差別されたり、固定的な役割が強制されたりすることなく、一人ひとりの個性と能力が十分活かされた誰もが住みやすい社会です。

お問合せは… 白馬村役場総務課 男女共同参画係 電話：72-7002

図書館だより

平成28年3月
白馬村図書館
No.172 TEL (72)-5200

図書館の おやすみ	・月曜日 祝日 ・毎月 最終金曜日(館内整理休館日) →祝日と重なる場合、休館日が変更となります。 ・その他 やむを得ず、臨時休館・臨時閉館する場合があります。
図書館の 開館時間	午前9時～午後6時

—蔵書点検がおわりました—

2月19日(金)から、3月2日(水)まで、蔵書点検のため、休館させていただきました。ご協力ありがとうございました。

長い間貸し出されたままになっている図書も多数あります。お手もとに、借りたままになっている図書はありませんか。図書館だより2月号を参考に、ご確認ください。

—新着案内—

ご家庭のパソコンやスマートフォンで、その他の図書・DVDソフトの新着案内、在庫状況をご覧いただけます。

【白馬村行政ホームページ→白馬村図書館→図書館カレンダー・蔵書検索・新着案内】

！インターネットおよび館内検索用パソコンからの予約をされるかたは、最初に、「新規パスワード登録」の画面の上の案内にしたがって、手続きしてください。詳しくは、図書館へお問い合わせください。

！窓口での「予約図書申込書」による予約も受け付けておりますので、ご利用ください。


—新着案内—

【一般・郷土】

書名	著者名	分類
大村智物語—ノーベル賞への歩み—	馬場 錬成	289オ
18歳選挙権で政治はどう変わるか	飯田 泰士	314イ
中部・近畿・中国・四国のジオパーク	目代 邦康ほか〔編〕	450チ
山スキー百山 山スキーの先駆者たちが選んだ、登って滑るべき日本の山100	スキーアルピニズム研究会	784ヤ
つまをめとらば	青山 文平	Fア
死んでいない者	滝口 悠生	Fタ
異類婚姻譚	本谷 有希子	Fモ
orange 映画ノベライズ	高野 穂〔原作〕	B Fマ
信州の菜食健美	NAHO	N626ナ
岳に抱かれ生涯極楽スキー	丸山 庄司	N784マ

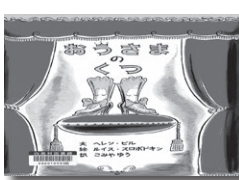
【絵本・児童書】

書名	著者名	分類
りんごちゃんと、おひさまの森のなかまたち 3 よい習慣が身につく絵本	太田 知子	159オ
モンキー犬の挑戦	あんず ゆき	615ア
よるのとしょかんだいぼうけん	村中 李衣	913ム



とんとんとんのりものだあれ
ドアのむこうからおとがします。なんのおと？

かしわら あきお〔絵〕
分類 Eカ



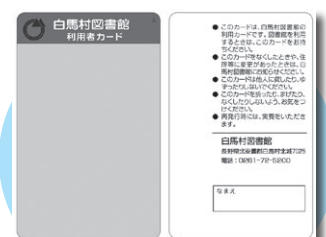
おうさまのくつ
みんながほめる、りっぱなきれいなくつ。あるひ、くつやをぬけ出しておしろへむかいました。

ルイス・スロボドキン〔絵〕
分類 Eス

—図書館利用案内—

図書の貸し出しを希望されるかたは、現住所の確認ができる身分証明書(免許証、保険証等)を持参し、窓口にて、「図書館図書等貸出申込書」をご記入ください。(小学生以下の方は、保護者同伴のうえ、保護者の身分証明書をご提示ください。)カード発行には、やむをえず、お時間をいただく場合があります。時間に余裕をもって、お申し込みいただきますよう、お願い申し上げます。

利用者カード〈見本〉



3月～4月保健ガイド

■各種健診

場所:ふれあいセンター1階

月 日	事業名	受付時間	対象になるお子さん
3月22日(火)	2ヵ月育児相談	9:30～ 9:45	H28年1月生
3月24日(木)	3歳児健診	13:00～13:15	H25年1月21日～3月生
3月28日(月)	2歳相談	9:15～ 9:30	H25年12月～H26年1月生

■予防接種

場所:ふれあいセンター1階

月 日	事業名	受付時間	対象になるお子さん
3月23日(水)	各種予防接種	13:00～13:30	個別にご案内しています。

※来年度(4月以降)の日程については、健診・予防接種の対象となる乳幼児のお子さんをもつご家庭に、こどもカレンダーを郵送します(3月末予定)。詳しくは健康福祉課(電話:85-0713)までお問い合わせください。

■弁護士無料法律相談(予約制)

開設日	時間	場 所	相談員	お問合せ先
4月 6日(水)	13:00～15:00	ふれあいセンター2階福祉相談室	澤地 雅弘弁護士	白馬村社会福祉協議会 72-7230

※予約が必要です。相談時間は30分ですので、相談内容を整理してお越しください。

■子育て支援ルーム

なかよし広場 時間:9:30～12:00

1歳児の広場	毎週火曜日
0歳児の広場	毎週水曜日
2・3歳児の広場	毎週木曜日

自由利用

毎週月曜日	9:30～12:00
	13:30～16:00
毎週火・水・木曜日	13:30～16:00

行事日程

月 日	行事名	対象	開始時間
4月11日(月)	平成28年度 自由利用始まり		9:30～
4月12日(火)	なかよし広場 いちごグループ始まり	1歳児	9:30～
4月13日(水)	なかよし広場 ひよこグループ始まり	0歳児	9:30～
4月14日(木)	なかよし広場 みかんグループ始まり	2・3歳児	9:30～
4月18日(月)	おはなし会		11:00～

※3月22日(火)より年度末の片付け 及び新年度の準備のため、なかよし広場・自由利用はお休みになります。(一時保育は通常通り行います。)尚、新年度の始まりは4月11日(月)の予定です。

◎なかよし広場の対象年齢等、詳しくは白馬村子育て支援ルーム(72-3025)へお問い合わせください。

■休・祝日緊急当番医表

月日	曜日	白馬村・小谷村当番医	大町市内	大北一円	歯 科		白馬村内薬局当番店
			内科・小児科	外科			
3月27日	日	横沢医院	大町協立診療所	あづみ病院	武田歯科医院	白馬村	—

月日	曜日	北部地区 (白馬・小谷)	大町市内	南部地区 (池田・松川)	歯 科		白馬村内薬局当番店
4月 3日	日	横沢医院	伊東医院	平林メンタルクリニック	いとう歯科医院	松川村	—
4月10日	日	栗田医院	柿下クリニック	あづみ病院	あづみ病院口腔外科	池田町	太田薬局
4月17日	日	神城醫院	遠藤内科医院	近藤医院	きらり歯科医院	松川村	フジノヤ薬局
4月24日	日	しんたにクリニック	菊地クリニック	西森整形外科	横澤歯科医院	大町市	フジノヤ薬局
4月29日	祝	白馬診療所	小野医院	太田医院	師岡歯科	池田町	フジノヤ薬局



姉妹都市コーナー

静岡県 河津町



第26回河津桜まつり

第26回河津桜まつりが2月10日に開幕し、町立南小学校海側駐車場でオープニングセレモニーが行われました。相馬宏行町長をはじめ、観光関係者やミス伊豆の踊り子、河津バガテル公園のガッテルくん、伊東マリンタウンのマリにゃん、スポンサー企業の代表など約100人が参加したほか、町商工会女性部が河津町新生総おどり「花こよみ」を披露し、開幕を祝いました。また、今年もまつり期間中の安全・安心を確保するため、下田警察署が河津桜観光交流館に臨時警備派出所を開設し、開所式が行われました。

和歌山県 太地町



太地町公民館エレベーター施設竣工式

3月5日(土)、太地町公民館エレベーター施設竣工式を行いました。
式典では、はじめに三軒町長からあいさつが述べられ、その後、堀端公民館長から公民館の歴史を含めたあいさつが述べられました。最後に三軒町長、山下町議会議長、宇佐川教育長、堀端公民館長、公民館活用団体を代表してすみれの会東氏により、テープカットを行いました。
エレベーターの設置によりさらに多くの方々に公民館を利用していただけるものと思います。

有料広告欄

白馬村行政 facebook はじめました
<https://www.facebook.com/hakuba.lg.jp>

村政情報はホームページでもご覧いただくことができます。
<http://www.vill.hakuba.lg.jp/>

広告募集中

広報はくばおよび白馬村行政公式ホームページに掲載する広告(有料)を募集しています

*お問い合わせ 白馬村役場総務課

ケーブルテレビ白馬に関するお問い合わせは…

ケーブルテレビ白馬指定管理者：
株式会社エーアイシーコミュニケーションズ
受付時間：平日午前8時30分～午後5時30分
・加入/故障等のお問い合わせは
TEL 0261-85-0074
・取材等のお申し込みは
TEL 0261-85-0116
※地デジに関するお問い合わせは…
デジサポナビダイヤル 0570-07-0101
までお問い合わせください。

認知症の相談窓口は

地域包括支援センターです
お気軽に72-6667にお電話ください
白馬村の認知症サポーター数 620人
(平成28年1月現在)



編集後記

3月は何かと落ち着かない月です。卒業式や、新生活の始まりにむけての準備、職場によっては異動もあります。足元を見てみると、雪解けと一緒に草花の芽生えも見えてきます。

今年の3月20日は春分の日です。昼と夜の長さがほぼ同じになる日ですが、祝日法という法律では「自然をたたえ、生物をいつくしむこと」を趣旨としているようです。気ぜわしい時期ではありますが、白馬村が春に移り変わる様子を楽しみたいですね。

(広報編集委員T)

人口：9,369人 男：4,669人 女：4,700人 4,234世帯
(平成28年3月1日現在)

※上記の数字には、外国籍の住民・世帯数も含まれています。
住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、外国籍の住民の皆さんも住民基本台帳に登録されることとなりました。(平成24年7月9日改正法施行)